

医政経発0327第1号  
保保発0327第1号  
保国発0327第1号  
保高発0327第1号  
保連発0327第1号  
平成30年3月27日

都道府県 薬務主管部（局）長 殿  
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長  
保険局保険課長  
保険局国民健康保険課長  
保険局高齢者医療課長  
保険局医療介護連携政策課長  
（公印省略）

保険者協議会と後発医薬品協議会の連携等による  
後発医薬品の使用促進について

平素より厚生労働行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

後発医薬品の使用促進に向けては、これまでも各都道府県に、薬務行政の観点から、後発医薬品の使用促進のための協議会等（以下「後発医薬品協議会」という。）を活用した関連施策の推進をお願いするとともに、医療保険行政の観点から、来年度（2018年度）から開始する第3期医療費適正化計画に後発医薬品の使用促進に関する取組目標を盛り込んでの取組の実施や、保険者協議会における医療関係者等との連携・協力の推進についてお願いをしてきたところです。

これに関し、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）において、2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とするとされたところであり、この達成に向けては、第3期医療費適正化計画も踏まえ、各都道府県の関係部門が連携しつつ、より一層、取組を推進していくことが重要となっております。

また、行政や医療関係者等の協力を得ながら、保険者横断的に取組を進めていく必要があることから、保険者協議会等を通じて、後発医薬品の使用を促進していくことが効果的だと考えられます。この点、経済・財政再生計画改革工程表2017改定版（平成29年12月21日経済財政諮問会議）においても、今後、「保

険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す」と示されたところです。

このため、今般、各都道府県における関係部門の連携の下での取組・連携の具体的な方法等について下記のとおりまとめましたので、今後の対応に当たってご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. 都道府県における薬務部門、民生部門、国保部門の連携例

- 後発医薬品の使用促進に向けては、これまで各都道府県の薬務部門において住民や医療関係者に対する広報活動の企画・実施等のご対応をいただく一方、民生部局においては、医療費適正化計画の策定・取組の推進等のご対応をいただいている。
- これらの各関係部署における検討・対応をより効果的・効率的に進めるため、都道府県内でこれらの部署が連携の下で対応を進めていただくことが重要となる。
- 具体的な連携の方法として、例えば、次のような取組が考えられる。
  - ① 課題への対応方針を共有・調整するための会議・打合せを関係部署において定期的を開催すること
  - ② 対応方針の決定に当たっては、関係部署の調整により内容の整合性を図ること
  - ③ 対策の実施に向けた管内の関係者（医療関係者、保険者関係者等）に対する要請等を、連名・共同により対応すること
  - ④ 以下の2. に示すように、都道府県における保険者協議会と後発医薬品協議会の連携を図ること
  - ⑤ 国保保険者として、市町村の協力を得ながら、後発医薬品の使用促進を図ること

### 2. 都道府県の保険者協議会と後発医薬品協議会の連携例

- 後発医薬品の使用促進に向けて、各都道府県における保険者協議会と後発医薬品協議会の双方において、関係者で課題を共有するとともに、対応を検討し、関係者に取組を要請する等の対応を行う。
- また、後発医薬品協議会の取組について、保険者協議会において周知等

を行う、保険者協議会の保有するデータを用いて後発医薬品協議会が取組を行うなど、両協議会が連携することで、効果的・効率的に取組を進めることも考えられる。(保険者協議会の開催に当たり、その会議の一部を、後発医薬品協議会との合同会議とすることも考えられる。)

- 保険者協議会や後発医薬品協議会における具体的な対応については、例えば次のような取組を行うことが効果的と考えられる。
  - ・ 後発医薬品の使用に積極的な医療機関・薬局の取組事例や使用医薬品選定の考え方の紹介（医療機関間等での好事例の共有）
  - ・ 都道府県で作成する地域の中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめた汎用後発医薬品リストの周知
  - ・ 関係団体、後発医薬品メーカー等による後発医薬品の品質や薬事規制に関する勉強会の開催
  - ・ ジェネリック医薬品品質情報検討会等の後発医薬品の品質信頼性向上のための取組の周知
  - ・ 後発医薬品の品質や安定供給等について理解を深めるための後発医薬品メーカーの製造工場や卸売販売業者の倉庫等の視察
  - ・ 国から提供する NDB データや都道府県内の保険者が有するレセプト情報を活用した現状把握や対応方針の検討
  - ・ 後発医薬品の使用が進んでいない医療機関・薬局への働きかけ
  - ・ 保険者における取組事例や差額通知対象者選定の考え方の紹介（保険者間での好事例の共有）
  - ・ 保険者からの差額通知送付時期を医療機関や薬局に伝えることによる患者に対する一体的な働きかけ
  - ・ 関係者協働での住民や医療関係者への広報活動の企画・実施

以上